岐阜県人権懇話会を傍聴する方への注意事項

傍聴者は、次の事項に留意するとともに、係員の指示に従って傍聴してください。

(傍聴に係る制限)

次に掲げる者は、傍聴をすることができません。

- (1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5)写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者(報道関係者であって、事前に 許可を受けた者は除く。)
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(遵守事項)

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 会議中は、携帯電話、PHSその他これらに類する機器は電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。(報道関係者であって、事前に 許可を受けた者は除く。)
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(会議の非公開)

会議中に、会議を非公開とする決定があったときは、傍聴者は速やかに退場してください。

(係員が行う指示の順守)

傍聴者は係員の指示に従ってください。

(違反行為等に対する措置)

傍聴者が上記各事項に違反したときは、退場していただく場合があります。